第4回地方における規制改革タスクフォース 議事概要

1. 日時:平成30年4月23日(月)13:55~14:51

2. 場所:中央合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

3. 出席者:

(委員) 髙橋滋(主査代理)

(専門委員) 田中良弘、濱西隆男

(説明者) 環境省環境再生·資源循環局:近藤環境省大臣官房審議官

成田環境省環境再生·資源循環局廃棄物規制課長

総務省自治行政局:篠原総務省大臣官房審議官

(事務局) 荒木参事官

4. 議題:

(開会)

1. 改善方策の検討結果について (環境省、総務省からヒアリング)

(閉会)

5. 議事概要:

○髙橋主査代理 それでは、若干定刻より前でございますが、おそろいでございますので、 規制改革推進会議の第4回「地方における規制改革タスクフォース」を開催いたします。

皆様方には、御多用の中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本タスクフォースは資料及び議事録を公開することとしておりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日は「1. 改善方策の検討結果について」、環境省環境再生・資源循環局よりヒアリングを行いたいと思います。また、第1回のタスクフォースの議論を踏まえてさらに検討を要す事項について、総務省自治行政局からヒアリングを行います。

まず、環境省環境再生・資源循環局より御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いたいします。

○近藤大臣官房審議官 環境省環境再生・資源循環局の近藤でございます。今日はお招き いただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料を御用意させていただきまして、これに基づきながら御説明を申し上げ、また御指摘いただければと思っております。お配りいただきました資料の中の資料2-1という横

書きになっている資料を御用意させていただきました。

髙橋先生におかれましては、ほかの部会でも産業廃棄物の御指摘を受けたことがございまして、そちらの際にも御説明申し上げたことと重なりますけれども、田中先生、濱西先生におかれましては産業廃棄物の規制というのは余りなじみがないかもしれませんので、冒頭にどういうものかだけを簡単に御説明申し上げて、それで今御指摘になっている事項はどうなっているのかという点と対応方針を御説明したいと思います。

産業廃棄物の規制は、産業廃棄物処分場の立地がなかなか難しいということもあって、 各都道府県がいろいろな規制をかけたりしております。そのときに、地元住民等の理解が 進むようにということで、情報公開を進めていきながらやっているというのが実情でござ いまして、今回の指摘は、せめてその様式は一緒にできるものではないでしょうかという 御指摘だと思っております。

この点の御指摘は、規制改革実施計画や規制改革推進会議でこれまでも何回か取り上げられたことがございまして、大きいものは、産業廃棄物管理票というものがあるのですけれども、産業廃棄物を移すときにマニフェストという票をつけて動かすのですが、それをもうちょっと使いやすくできないかという御指摘とか、許認可の関係で、産業廃棄物処理業には、処分業と、収集運搬業というのがあるのですけれども、収集運搬業というのは県をまたぐものですから、これの許認可は統一できないかという話をいただきまして、それぞれにおいて対応させていただいているところでございます。

我々としても、法の目的が達せられる範囲内で簡便かつ効率的なフォーマットでやりたいと思っておりまして、今回の御指摘につきましても、可能な限りそれに沿えるような形で対応したいと思って資料を用意させていただいております。

1 枚おめくりいただきまして、ここでの御指摘は、産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書という書類、2 枚目が産業廃棄物管理票交付等状況報告書という書類について、それぞれについて両方とも効率的方策を検討していきたいと考えております。

最初の産業廃棄物処理計画書というのは、まさにそれぞれの事業者がどのように廃棄物を処理する計画でいるかという様式のものでございまして、もう一つの管理票交付等状況報告書は、産業廃棄物の処理に交付されます管理票の交付状況はどうなっているかという形になっております。

産業廃棄物は自分で処理をするというのが原則基本ですから、自分が自分でどのように 処理するかというのをはっきりさせていただいて、周りの人に負担がかからないようにと いうのがもともとの法が求めているところでございますけれども、そこの細かいところに つきまして、いろいろな改善を図っていきたいと考えているところでございます。

引き続き、細かいところを課長から御説明申し上げたいと思います。

○成田廃棄物規制課長 詳細について御説明いたします。

先ほど御覧いただきました資料の1ページですが、これは産業廃棄物処理計画書、実施 状況報告書についての規制改革に向けた環境省の取り組み方針をお示ししているものでご ざいます。自治体ごとにフォーマットが異なっているということ、あるいは添付書類が求められるということで、企業にとって多大な負担になっているという御指摘です。

これに対しまして、環境省といたしましては都道府県等に対して、規則で定められた様式を遵守するようにこれまでも周知を図ってまいりました。具体的には、昨年の6月あるいは今年の1月にも、自治体の課長級あるいは局長級を集めた会議でしっかりと様式を遵守するようにということで、紙も配って周知をしているところでございます。

引き続き、環境省においては都道府県等に対しても規則で定められた様式を遵守するということを周知するとともに、届け出等の合理化方策を検討し、実施してまいりたいと考えております。

続きまして2ページ、産業廃棄物管理票交付等状況報告書についても同様に、簡素化、 統一化といった御要望がございます。

これに対しましては、環境省においては、都道府県に対して施行規則で定められている様式を遵守するように通知を発出いたしております。これは昨年の3月末に発出しております。また、こういったことや、そもそも電子マニフェストという、紙でなくて電子を使ったものであれば報告書の提出が不要となりますので、この電子マニフェストの導入に向けて、研修会や説明会の開催といった形で普及策を実施しているところでございます。

今後、都道府県廃棄物部局担当者が集まる場所などを捉えて通知の内容を周知するとともに、届け出の合理化を図ってまいります。また、電子マニフェストの研修会等も引き続き開催するとともに、例えばスマホやタブレットを使って現場で簡易に操作できるシステムを開発するといったことで、さらに電子マニフェストの普及を図っていきたいと考えております。

以上が概要でございます。

3ページ以降で詳細を御説明いたします。

今回の多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の制度のそもそもの目的ですが、大きく2点ございます。1点目は、自ら処理計画を作って、さらにその実施状況を調べて報告することによって、自分が毎年どれぐらい産業廃棄物を排出しているかということを確認して、その中から減量を促していく。さらに、これを公表することによって国民に対して企業努力をお示しして、そういった企業努力に対する理解を深めていただく。こういった効果を期待しているところでございます。

2点目が、こういった処理計画の提出などによって把握したデータを都道府県が廃棄物 処理計画の策定、あるいは施設整備の計画立案に活用するといったものが目的でございま す。

続きまして、4ページでございます。処理計画については、事業活動に伴い多量の産業 廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者が、都道府県知事に計画の提出を義務づけら れているという制度でございます。

具体的な対象は、前年度に産業廃棄物を1,000トン以上、あるいは前年度に特別管理産業

廃棄物といいまして、特に有害性の高い産業廃棄物を50トン以上排出している事業場を設置している事業者が対象となります。これは毎年6月30日までに都道府県知事に提出することになっております。

5ページを御覧ください。具体的に計画書に記載する主な記載項目ということで、全部で7項目並べております。このうち、電子マニフェストの活用が可能なものは、7番の「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」のうち、電子マニフェストを使ったものということになってまいります。

6ページ、先ほど申し上げましたのは処理計画ですが、今度は処理計画実施状況報告書です。これは処理計画の提出と同様に、同じ義務対象者が報告書を提出しなければならないというもので、翌年の6月30日までに都道府県知事に提出しなければならないというものです。

7ページ、具体的な記載項目として、目標値、計画の実施状況ということで、全部で14項目ほど記載することになっております。このうち⑩から⑭までは何らかの形で電子マニフェストの情報が利用可能となっております。

8ページ、これは御質問としていただいたものに対する回答です。計画書等の様式の見直しについて御質問がありましたので、これにつきましては環境省のほうで各自治体のニーズを把握した上で、必要に応じまして計画書等の様式の見直しを含めた検討を行いたいと考えております。

2点目、表計算が可能なファイル形式の電子データの掲載についてということですが、 これは現在、環境省のほうでは行っておりません。こういった自動計算機能の表計算が可 能なファイル形式による電子データを用いることによって、事業者の負担軽減につながる ということであれば、当該電子データをホームページにアップする等の措置を講じてまい りたいと考えております。

それから、省令で定められた様式の使用を進めるための方策ですが、これは先ほど申し上げましたように、これまでも何度か自治体の職員が集まる会議などにおいて周知を図ってまいりましたが、さらにさまざまな機会を通じて、省令で定める様式の活用の周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

参考までに、9ページですが、これは我々がざっと調べた独自様式あるいは省令を使っているかどうか、それからワードを使っているのか、エクセルを使っているのかといったことを我々とつながりの深い自治体に幾つか聞いてみたところ、このような形で、独自の様式を使っているところはD~Fですけれども、最終的に出てきた廃棄物を埋め立てる量が様式のほうに入っておりませんので、これを独自に追加しているというのが見られたというところです。これ以外にも幾つかありますが、代表例としてお示ししているところでございます。

10ページは、先ほど審議官のほうから産業廃棄物管理票の制度を御説明いたしましたので、ごく簡単に説明させていただきます。産業廃棄物を排出事業者が排出いたしまして、

そこから収集運搬業者、さらに処分業者に持っていく際に、その廃棄物と一緒に、我々はマニフェストと言っておりますけれども、紙の伝票を一緒に動かさなければならないというようなルールでございます。さらに、運搬や処分の終了が終わったら、その写しをもともとの排出事業者に送り返さなければならない。このようなルールになっております。

11ページ、今申し上げましたのが紙のマニフェストの制度ですが、これを電子でできるようになっております。それぞれ情報処理センターというものがございまして、排出事業者、収集運搬業者、処分業者とそれぞれ情報をやりとりして、先ほど申し上げました紙の情報を電子でやる。こういった制度も用意されているところでございます。

なお、11ページの右のグラフにございますように、電子マニフェストの普及率ですが、 昨年の9月末で50%を超えました。昨年度末現在で53%程度の普及率となっております。

12ページ、産業廃棄物管理票を交付した排出事業者の状況報告について御説明しております。産業廃棄物管理票を交付した事業者は、その交付状況を都道府県知事に提出しなければならないことになっております。このような制度を通じまして、行政が産業廃棄物の流れを管理票によって把握いたしまして、例えば不適正事案が生じた場合などの対応に活用しているという状況でございます。これは、先ほどの計画書と同様に、毎年6月30日までに都道府県知事に提出することになっております。

具体的な記載内容が13ページでございます。産業廃棄物の種類、排出量、管理票交付枚数等々を記載することとなっております。こういった報告については、13ページの下のほうにございますように、電子マニフェストを使えば、電子マニフェスト分については排出事業者が都道府県知事に自ら報告する必要がないということとなっております。

14ページは、いただきました質問に対する回答でございます。様式の見直しについては、 先ほどと同様に、各自治体のニーズを把握した上で、必要に応じて様式の見直しを含めた 検討を行うこととしております。

それから、表計算が可能なファイル形式の電子データの掲載につきましても、先ほどと同様に、事業者の負担軽減につながるということであれば、当該電子データをホームページにアップする等の措置を講じたいと思っております。

それから、電子マニフェストの普及拡大についてでございますが、どれぐらいのカバー率になるかといった御質問でございました。これにつきましては、我々が調査したところによりますと、特別管理産業廃棄物の総排出量のうち95%程度をカバーできる。このような義務化の状況だと認識しております。

また、電子マニフェストの普及拡大につきましては、先ほどの繰り返しになりますが、スマートフォンやタブレットなどにより現場で電子マニフェストの登録ができる機能を開発するといったこと。さらには、昨年の4月に既に電子マニフェストの使用料金の引き下げを行っておりますので、さらにそれを見直していくといったことなど、経済的な負担の軽減、あるいは電子マニフェスト制度の導入への意識を高めるための講習会等の普及啓発活動、こういったことを通じて電子マニフェストの普及拡大に努めてまいりたいと考えて

おります。

最後に、15ページも幾つか我々とよくやりとりをしている自治体から聞いたところですが、それぞれエクセル、ワード、PDF、いろいろな形式での提出を求めている。また、紙であったり、電子であったり、いろいろな形でも提出を求めているといったことが明らかとなりました。

以上、駆け足でございますが、御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○髙橋主査代理 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

まず、私のほうから冒頭に、言わずもがなの話だと思いますが、様式というのは、紙の時代は省令やいろいろなところに様式が決まっていても、結局、手で書くという点では全く一緒だったので、自治体の事務処理の観点から、多少いじっても余り問題なかったと思うのです。けれども、今日、電子化の時代になりますと、フォーマットをいじると、事業者のほうはそれに合わせて電子的な処理ができなくなってしまい、結局、紙でまた作業しなければいけなくなる。これが国全体の電子化を進める上でネックになっているというのが我々の認識でございます。したがって、ぜひ様式については紙の時代と違った意味が独自にある、特に電子的な様式、要するに国等で定めた様式というのは全部の自治体で一律にするということに意味があるのだというところを御理解いただいて、自治体のほうにも情報提供していただきたいというのがまず第1点です。

その上で、マニフェストの事務は法定受託事務ですよね。そういう理解でよろしいでしょうか。そうしますと、書式の統一で問題になるのは、法定受託事務が問題になるのですけれども、法定受託事務の場合ははっきり言って事務処理基準、よるべき基準で出してしまえば、申しわけないですけれども、統一できる。なおかつ全国的に統一して執行することが必要な事務という、その観点が、書式の問題だと私は思っています。これは何回も通知を出して従っていただけないというのは何か理由があるのでしょうか。そこをまずお聞かせいただければと思います。

○成田廃棄物規制課長 繰り返しになってしまいますが、そもそも国が統一様式を定めているにもかかわらず、また我々が再三にわたって統一したものを使うようにということを周知しているにもかかわらず、どうして使っていただけないかということは、まさに我々国の側が自治体のニーズをしっかり把握していないからだと思っておりますので、まず自治体のニーズをしっかりと把握したいと思っております。

それから、廃棄物処理法が特殊な世界なのかもしれませんけれども、先ほど髙橋先生から法定受託事務で、まさに処理基準でという御提案をいただきましたが、廃棄物処理法でこれまで処理基準を出しているのは、例えばこういう違反をやったら何十日間の処分業の停止とか、そういったものだけ処理基準を出しておりまして、そのほかにも例えば法律の

いろいろな解釈があるのですが、基本的に全て技術的助言にしております。

その理由は、それぞれ産業廃棄物は出る場所も違えば、出る形態も違う、あるいはどうやって処理されていくかというのも現場現場で違っておりますので、そういった柔軟性を確保する観点から、それぞれ現場の実態を踏まえた形でということで、基本は技術的助言にしているという整理にさせていただいております。処理基準で法的にできなくはないというのは我々も同じ認識でございますが、産業廃棄物に関しては現場をこれまで重視してきたという経緯がございまして、基本的には技術的助言で都道府県を指導しているといったところでございます。

○髙橋主査代理 言い方が悪かったのですが、もともと省令ですよね。省令を守るのは当たり前である。しかし、ここによくお調べいただいて、多分守っていただけていない理由は独自の項目をつけ足したいからなのだろうという気がするのです。これもずっと前からお願いしているのですが、共通の書式に加えて独自の項目をつくってはいけないという話ではないですよね。共通書式をつくった上で、独自の項目をつくりたい自治体には、統一部分を壊さない形で、残りの部分で独自項目を埋められるような書式にしてくださいということでいうと、自治体も使い勝手がいいのではないかと思っています。そこは子ども・子育ての就労証明書などでもそういうお願いをしておりまして、ぜひ環境省におかれてもそういう方向で統一の方向を図っていただきたいと思いますが、そこはいかがでしょうか。○成田廃棄物規制課長 ありがとうございます。自治体の必要な項目もちゃんととることができて、事業者の負担にならないという具体的な御提案をいただきましたので、我々も今の御示唆をきちんと受け止めて、しっかりと検討していきたいと思っております。

ほかの先生方はいかがでしょうか。どうぞ、濱西専門委員。

○濱西専門委員 まず、事実関係から教えていただきたいのですが、資料1の2ページを 見ますと、事業者によっては電子マニフェストと紙のマニフェストと両方使う場合がある という御指摘があります。事業者で電子マニフェストでやっているのであれば電子マニフェストで出せばいいように思うのですけれども、現実にはそうなっていないという理由は 何なのでしょうか。まず、その点を教えていただきたいのです。

○成田廃棄物規制課長 私ども、具体的な現場での扱いをつまびらかに承知しているわけではありませんが、以前にも御説明させていただいたかもしれませんが、排出事業者側が電子マニフェストのシステムに登録していたとしても、ある収集運搬業者に委託するときは電子でやるけれども、別の収集運搬業者に委託したときにその収集運搬業者が電子マニフェストに対応できなかったら、やはり紙でやらざるを得ないといったことはございます。

廃棄物処理業は専門性がございますので、それぞれの専門性に応じて、この廃棄物はこの業者、この廃棄物はこの業者ということで、別々に契約しているということもございます。そういったことで、必ずしも全ての場合に電子があれば電子マニフェストで片がつくといったことではないということが考えられます。

○濱西専門委員 ありがとうございました。

状況がわかったので、その上で申し上げたいのですが、せっかく電子マニフェストのシステムがもう既にでき上がっているわけですよね。電子マニフェストだけのシステムというのは非常にもったいないと思うのです。もう既に基盤があるわけですから。先ほどの話ですと、もう半分以上がそれで処理をされている、53%という数字が出ていましたが、そうであれば、この処理計画書だとか実施状況報告書も電子的にやりとりして、情報処理センターのほうに出せば、それが自動的に都道府県とかそういうところに送られるというシステムまで将来的に考えるべきなのではないでしょうかという御提案です。

どうしてそういうことを申し上げるかというと、基本的に資料の2-1の9ページ目を読みますと、よく整理されていると私も思うのですけれども、これによりますと独自部分は根拠が行政指導となっています。あくまで行政指導ですから、出さないと言われたら、もうそれ以上は報告を受け取らざるを得ないということになります。したがって、電子的に提供して、それで足りないのでこの部分はとか、そういう話があるのであれば、それは電子的な部分につけ加えるのが一番トラブルが少ないと思います。ぎりぎり言ったときに出さなくてもいい話ですから、電子的にやれば地方公共団体もある程度わかっていて、徐々に無理な要求というのは出てこないようになってくると思いますので、極力電子的にやりとりをするという形で将来的にシステムを整備していったほうがよろしいのではないかと思っております。

その点について、いかがでしょうか。

○成田廃棄物規制課長 御指摘、ありがとうございます。

我々もまさに全ての情報を電子化して、届け出や申請も含めて電子化を進めていきたい と思っております。

我々も、排出事業者、許認可事務を行います自治体、処理業者の3者より、昨年度から情報交換を始めております。どの立場の方も電子化を進めていくという立場は賛成なのですが、例えば自治体のほうでございますと、産業廃棄物の事務を担っている自治体は全部で122ございます。その122の自治体の中で自治体ごとのシステムがございますので、そういったことをどうやって統一化していくのか、あるいは統一する必要性がないか、そこも含めて検討していかなければならないと思っております。

あるいは、我々は産業廃棄物の処理業者のほうも見ているのですが、その産業廃棄物の 処理業者のほうが電子化してほしいというものと、排出事業者のほうが電子化してほしい というものと、また若干違っておりますので、こういったところをどういう優先順位でや っていくか、最終的には誰の負担でやっていくかということもよく相談しながら進めてま いりたいと思っております。

いずれにしても、濱西先生が御指摘のように、我々は電子化をしっかり進めていかなければならないという立場なので、そのあたりをきちんと合意形成を図りながら進めていきたいと思っておりますので、ぜひ御指導をよろしくお願いいたします。

○髙橋主査代理 どうぞ。

○田中専門委員 書式の統一化に向けて取り組んでいただけるということで、ありがとう ございます。

幾つか御提案いただいている中で、お伺いしたいのですけれども、規則で定められた様式を遵守するように都道府県等に対して周知していくということを挙げていただいていますが、現在、都道府県等に対してはPDFで様式を提供しているにとどまっているのでしょうか。それとも、都道府県に対して電子データを渡しているということがあるのでしょうか。

○成田廃棄物規制課長 あくまでも省令ですので、現時点では紙といいますか、官報で掲載されるものが様式ということでお示ししております。

〇田中専門委員 規則で定められている様式と、実際に自治体が使っておられる様式を見 比べてみると、大体同じ部分もあれば、少しずれていたり、あるいは独自の項目がつけ加 えられたりするということがあるようです。自治体のほうで電子化をすると、例えばワー ドにする自治体もあれば、エクセルにする自治体もあったり、同じエクセルにしてもセル のつくり方が変わってきたりで、結局、使う企業からしてみたら、同じエクセル形式であ ってもそれぞれセルが違っていて入力の仕方も変わってくるということにもなりかねませ ん。御省のほうで規格というか、電子データで自治体に提供することを御検討していただ きたいのですが、可能でしょうか。

○成田廃棄物規制課長 先ほどからの繰り返しになりますが、まずは自治体がどういった 理由から、髙橋先生から御指摘もあったように、省令であるにもかかわらず省令に定めた 様式を使っていないといった、そのあたりの理由などを把握いたしまして、必要に応じて 省令を改正しなければならないと思っております。

省令改正を行った場合は、まさにこれを統一してやってほしいということですので、環境省のほうから電子データで、御要望があればエクセルを使ってきちんとお示ししたいと思っております。あるいは、改正しなくてもよいという場合でも、統一して示す必要があるということであれば、電子情報でお示ししたいと思っております。

○髙橋主査代理 あればというお話なのですが、これは別に義務づけではないので、サービスとして電子データとしてホームページにアップして、都道府県でもアップするようにお願いしていただきたい。必要があればということではなくて、やっていただきたいというのが1点お願いです。

もう一つ、見直しのスケジュールをぜひお聞かせいただきたいのですが、今年度中にやっていただけるのかどうかということです。

- ○成田廃棄物規制課長 自治体からの調査がどんな形で上がってくるかにもよると思いますが、できる限り今年度中には片をつけたいと思っております。
- ○髙橋主査代理 では、今年度中にやっていただけるということで、よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

今度、報告書の件ですけれども、電子マニフェスト化が進む。基本的には電子マニフェ

ストを出せば報告書は不要になるという話だったのですけれども、残る事業者もいるはず でございますから、残る事業者に対する統一の話というのは必ず出てくると思うのですが、 その辺についての御検討はしていただけないかということです。

○成田廃棄物規制課長 検討いたします。

御参考ですが、紙のマニフェストについても、我々が直接法律あるいは法令に基づいて やれと言っているわけではないのですが、どうしても紙マニフェストを使わなければいけ ない業者さんもいますので、そうは言っても、電子になっていると便利だということで、 産業廃棄物の処理業者の団体のほうで紙マニフェスト情報の電子化に取り組んで、その電 子にした情報をどう使うかといったことをまさに検討を始めたと聞いております。こうい ったものと連携しながら、できる限り電子でやっていこうと思っております。

ただ、これもすぐに何かできるという話ではございませんので、それ以前の問題として、 紙マニフェストの場合の報告についても統一化を図っていくよう、引き続き周知を図って いきたいと思っております。

- ○髙橋主査代理 紙マニフェストというのはどのぐらいばらばらかというのは、書式について把握されているのでしょうか。
- ○成田廃棄物規制課長 我々が日ごろからつき合いのあるところに対して調べたところ、たかだか6自治体で申し訳ございませんが、全て様式は省令に則っているということでした。ただ、形式がエクセルだったり、ワードだったり、PDFだったり、あるいは電子だったり、紙だったりということです。ただ、これも122のうちのたかだか6自治体でございますので、これもしっかりと状況を調査してまいりたいと思っております。
- ○髙橋主査代理 わかりました。そういう意味では、形式等はなるべく統一していただけ るように御検討と、さらに御指導をいただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。

では、基本的には本年度を目途にそれぞれ御作業いただくということで受け取らせてい ただいてよろしいでしょうか。

- ○成田廃棄物規制課長 結構でございます。
- ○髙橋主査代理 では、ぜひその方向でよろしくお願いしたいと思います。

本日は、お忙しいところ、どうもありがとうございました。引き続き、よろしくお願いいたします。

(環境省環境再生・資源循環局退室)

(総務省自治行政局入室)

- 〇髙橋主査代理 続きまして、総務省自治行政局から御説明を頂戴したいと思います。よ ろしくお願いいたします。
- ○篠原大臣官房審議官 総務省自治行政局審議官の篠原でございます。

前回からの再ヒアリングということでございます。ヒアリング事項としては、「入札手 続の電子化について」ということで、「自治行政局として、自治体の効率的な運営のため にも電子入札を進めることは重要であり、電子入札を進める過程で、電子化に対応するため、最低限度の書式等の統一も図られるものと考えられる。

上記観点も踏まえて、改めて総務省(自治行政局)において、自治体の電子入札の推進 のために検討できる事項はないか。

特に、物品・役務の入札については、現状、包括的に電子化を推進している取組はない との理解であり、総務省(自治行政局)において、当該取組を推進する必要があるのでは ないか。」と。

2点目でございますが、「入札参加資格申請要件の統一について」ということで、「入 札参加資格申請時に、各自治体で共通的に確認が求められる事項かつ地域特性等を反映さ せる必要性が乏しいと考えられる事項(例えば納税証明書の税目、納税実績を確認する期 間、滞納がないことを確認する期間等)については、事業者の負担軽減の観点から、総務 省(自治行政局)において、代表的な基準例を示すなどして、各自治体で統一的な運用と なるように推進することは検討できるのではないか。」ということでございます。

御回答でございます。まず、1点目の入札手続の電子化につきましては、オンライン利用促進を積極的に進めていくことが望まれる「電子自治体オンライン利用促進指針」の対象と位置づけられておりまして、これまで利用促進を進めてきているところでございます。

また、昨年12月の経済財政諮問会議における「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」におきまして、地方自治体における行政手続のオンライン化の働きかけや、利用率の把握などを通じて取組を推進することとされております。

総務省としては、引き続き、この工程表に沿ってしっかりと取組を進めてまいりたいと 考えております。

2点目の入札参加資格申請要件の統一についてでございます。競争入札参加資格審査申請の手続につきましては、地方自治法や地方自治法施行令で規定しているものではございませんで、いかなる要件を参加資格とするかは各地方公共団体が必要に応じ適宜定めるものでございまして、その要件に応じた申請書類や添付書類が求められることから、国としてルール化することはなじまないものと考えております。

しかしながら、御指摘のとおり、競争入札参加資格審査申請におきましても、各地方公 共団体において審査に最低限必要とされる項目や添付書類があることが考えられ、当該必 須項目については統一化するといったことも考えられるところでございます。

なお、統一化する場合であっても、現時点で既に競争入札参加資格申請を電子申請により行っている地方公共団体もあることから、様式の統一化により、既存のシステムにも影響を及ぼすことも考えられるため、当該システムの改修に係るコスト面についても考慮する必要があると考えております。

以上でございます。

○髙橋主査代理 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等を頂戴したいと思います。

いかがでしょうか。

お忙しいところをたびたび来ていただいて恐縮でございます。取り組んでいただけるということは、ありがたいのですが、具体的にどういう取り組みを最初の課題についてされるということでしょうか。その辺を具体的に御教示いただければと思います。

- ○篠原大臣官房審議官 こちらにつきましては、経済・財政再生計画の工程表に書いてあるわけでございますけれども、2017年度までに進めてきたオンライン化の進展状況を調査して取りまとめをするということで、2018年度に向けては、その内容を踏まえましてオンライン化の働きかけと利用率を把握するということにしておりますので、今、取りまとめの最中となっておりますので、それを受けてまた検討してまいりたいと考えております。
- ○髙橋主査代理 これはいつまでに把握を終えられるのでしょうか。
- ○篠原大臣官房審議官 すみません。取りまとめは地域情報政策室のほうでやっておりまして、ちょっと所管から外れておりますので、そこに伺いましてまた御報告したいと思います。
- ○髙橋主査代理 自治行政局の地域情報政策室ですよね。
- ○篠原大臣官房審議官 はい。地域力創造審議官がおりまして、そちらのほうでやっております。
- ○髙橋主査代理 あっちの審議官の室なのですね。

ただ、こちらとしては総務省を代表して来ていただいていると思っていますので、ぜひ 総務省として確実な御回答を事務局にお願いしたいと思います。

- ○篠原大臣官房審議官 地域力創造グループと相談して御回答したいと思います。
- ○髙橋主査代理 それを踏まえて、工程表と書いてあるので、その工程表を踏まえてさらに具体的な取り組みをしていただくということが我々は望ましいと思っているのですが、 どんなことをお考えでしょうか。もし利用率が低いということになれば、どのような取り 組みを。
- ○篠原大臣官房審議官 地域情報政策室のほうでやっているお話がございますので、そこが全体的にどういう方針で取りまとめられて、そのもとでそれぞれ個々のシステムがどんな取組をしていくかというのは、ちょっと全体を見ないとわからないものですから、そことの調整を図っていきたいと思っています。
- ○髙橋主査代理 この話は、自治行政局で言うと担当はどこですか。
- ○篠原大臣官房審議官 入札とかの個別の話は、私どもが法令などを所管しております。 ただ、電子自治体全ての取組、推進という意味では、地域情報政策室が取りまとめている ということでございます。
- ○髙橋主査代理 ただ、間に落ちる話がありますよね。つまり、今言ったように、統一みたいな話は制度の話でもありますが、ある意味では電子化の一環としての制度の話でもあるので、どうも両方にまたがる話のような気もしているのです。
- ○篠原大臣官房審議官 両方のアプローチの部分はあるかと思います。私どもは法令を持

っております、地方自治法、地方自治法施行令、その観点から何が言えるのか。もう一方で、地域情報政策室のほうでは地域の情報化の推進ということでございますから、そのア プローチからどう言えるのか。こういうことかと思っております。

- ○髙橋主査代理 ですから、できればここについてはぜひ2つのアプローチを両方やって いただいて、今年度中に電子化と統一化するように働きかけ方針を具体化していただきた いと思うのです。
- ○篠原大臣官房審議官 そこは地域情報政策室がどういう方針を持つかを伺いながら、調整する必要があるかなと思っております。
- ○髙橋主査代理 ですから、地域情報政策室がいらっしゃっていないので、具体的なお願いはお二つそろわないとできないのかもしれないのですけれども、私どもとしては、繰り返しますが、お二つの組織が同じ自治行政局の中でいらっしゃるので、二つで調整し合ってしっかり一体化したパッケージの方針を出していただきたいというお願いです。
- ○篠原大臣官房審議官 調整はしてまいりたいと思います。
- ○髙橋主査代理 場合によっては、我々は地域情報政策室を呼ばなければいけない。
- ○篠原大臣官房審議官 それもあるかと思います。
- ○髙橋主査代理 では、そういうことで。1番目のほうは、お二方、どうですか。どうぞ。
- ○濱西専門委員 まず、入札の手続の電子化のほうですけれども、入札手続が仮に電子化されたとしても、地方自治の原則のもとで非常に多様性に富んだ手続になって、そのため事業者が入札手続に際して、余りにも自治体のほうの手続がばらばらなので困ると。もちろん地方自治法とか施行令にのっとって行われていることには変わりないのでしょうけれども、システムを利用する側として使い勝手が悪いということが想定されるのです。それに対しては、何らかの統一的な方針なり、そうしたことを進めておられるのでしょうか。その点についてお伺いしたいと思います。
- ○篠原大臣官房審議官 この電子自治体オンライン利用促進指針によりますれば、今の御指摘の点につきまして、各地方団体が取り組むべき事項という中に、当然のことながら住民の方々の利用、使い勝手、ユーザビリティー、こういったものが書かれているわけでございます。例えば対策例として書いてありますのが、再入力の省略などの手順の簡素化、様式や手順の共通化、また不要な添付書類の廃止、添付書類の電子化、こういったことが書かれておりますので、それに基づいて各システムが推進されていくべきものだと考えております。
- ○髙橋主査代理 ぜひ、さらに具体的にお願いしていきたいと思います。 どうぞ。
- ○濱西専門委員 今の御回答ですと、それぞれが取り組むということですけれども、それ ぞれが取り組んだ結果、全国的にばらばらになる可能性があるのですけれども、それにつ いてはいかがなのでしょうか。

- ○篠原大臣官房審議官 全国で統一するというのもあるのでしょうけれども、私どもはど ういった根拠に基づいて助言をさせていただければよろしいのでしょうか。
- ○髙橋主査代理 どうぞ。
- ○濱西専門委員 そこは、まさに入札に参加する事業者の立場を一定程度考慮される。要するに、自治体側の使い勝手の問題もあると思うのですけれども、当然ユーザー側というのですか、入札に参加したいという事業者側のニーズもあるわけで、そうしたものにも一定配慮したような、ある程度全国的に共通性を持ったシステムが求められるのではないでしょうか。
- ○篠原大臣官房審議官 必要性は理解しておりますので、例えば前回申し上げたような、 国交省のコアシステムとか、あそこに物品等を含めた形でのシステムの標準型といったも のがございますので、そういったもので進めていくというのが一つの方法かなと思ってお ります。

ただ、私ども助言という形で、適正化指針の中にもそういったことを書いておりますので進められるわけでございますけれども、一般的に入札というのが自治法、自治法施行令の中で、全国で統一しなければならないということを書いているわけではございません。そういった中で、私どもは法令の趣旨を踏まえないとなかなか助言といったものは難しいわけでございまして、そこについて電子化の観点から進めていくというのは理解できますけれども、そういうことが望ましいと思いますが、それを進めるという形の法的根拠というのはないので、多少そこは難しいかなと思っております。

- ○濱西専門委員 今のお答えですと、はっきりおっしゃっていただきたいのですが、地方 自治法上、施行令上、強制はできないので、いかに事業者が困っていようとも、ばらばら な手続でも、それはもう法のたてつけからいってやむを得ないことで、それは事業者側の み甘受すべきだと。自治体側の意向が重要なのだと。そういうことを事実上おっしゃって いるわけですが、そういう理解でよろしいですか。
- ○篠原大臣官房審議官 私どもは自治法と自治法施行令の所管でございますので、その観点から申し上げると、自治法245条の4第1項の技術的助言というのは、法律に基づく形の関与といったことについてになりますので、そこは自己抑制的でなければならないと考えております。一方では、先ほど申し上げたような電子自治体オンライン利用促進指針の中にも、それは事業者の便を考えた場合に全国的に統一的なやり方が望ましいと思っておりますので、そういった中で、例えば先ほど申し上げたようなコアシステムという形を使われれば、あるいは標準的なパッケージがあれば、そこに乗っていけばおのずとそこは標準化されていくわけでございまして、そういった形での方向性が望ましいと思っております。○濱西専門委員 それでは、もう少し突っ込んで聞きます。そういったコアシステムみたいなものについての使用を奨励するとか、そういう技術的助言は当然されるということでよろしいのでしょうか。
- ○篠原大臣官房審議官 それは電子自治体オンライン利用促進の取組の中で、どういった

方策をやっていくかという中で考えていくことかと思っております。

- ○髙橋主査代理 どうぞ。
- ○濱西専門委員 率直に申し上げて、何をされようとしているのかがよくわからないのです。利用促進指針で抽象的な方針は示してあるから、あとはそれに従って各自考えろと言っているだけで、具体的に統一的な取り組みになっていないような気がするのです。要は、基本的には自治事務だから自治体にお任せというようにしか受け取れないのですが、いかがでしょうか。
- ○篠原大臣官房審議官 先ほど回答申し上げましたとおり、最低限必要と認められる項目、 添付書類、こういったものについては統一化するといったことも考えられると思っており ます。
- ○髙橋主査代理 どうぞ。
- ○濱西専門委員 それでは、具体的な手順についてお示しいただけないでしょうか。公開の会議でやっておりますので、具体的な取り組みについてのタイムスケジュールを資料として提出していただいて、それを会議の資料として公表したいと考えているのですが、よろしいでしょうか。
- ○篠原大臣官房審議官 先ほど申し上げましたように、統一化する場合でも、例えば入札 参加資格の申請様式の統一化によって既存システムに影響を及ぼす。実際にそうだと思い ます。そういったものをどういうふうに解決していくかという課題はあると考えておりま す。
- ○髙橋主査代理 どうぞ。
- ○濱西専門委員 正直言って、ほとんど何もされる気がないようにしか聞こえないのです。 きちんと取り組まれるというのであれば、工程表を示していただきたいのですが、いかが でしょうか。出されるつもりがあるのか、それは出せませんという話なのか、二者択一で 答えてください。
- ○篠原大臣官房審議官 標準化、統一化といったものは、これに限らず行革全体の大きな流れでもございますので、そういったものの中で今私どもが取り組んでおりますのは、諮問会議等でも発表しておりますけれども、先進事例の横展開といったことを進めておりまして、徐々にそういったものを広げていくという中で取り組んでまいりたいと考えております。
- ○濱西専門委員 時間に限りがありますので、これで済ませますが、基本的には今の私の 資料要求に対してはゼロ回答であったと理解しております。
- ○篠原大臣官房審議官 私どもとしては、冒頭申し上げましたように、統一化するという ことも考えられると。ただし、前回申し上げたように、コストの問題で一律に短期間に進 むということも考えにくいと思っておりますので、そういう中で大きな方向性としてはこ れを進めていきたいと考えているところでございます。
- ○髙橋主査代理 ですから、短兵急に1年でやってくれというお話をしているわけではな

いのです。自治体のシステム更新でも5年ぐらいかければ一巡するわけです。そういう意味では5年ぐらいの間に、更改期を向かえている自治体は5年に一遍ずつ、5分の1ずつあれば、3年すればほぼ半分以上の自治体がシステムを全面更改するはずなので、そういう意味では、例えば50%を目指すとか、いろいろと具体的な取り組み目標というのが出てくると思うのです。そういうことは考えられないのですか。

○篠原大臣官房審議官 これもこちらから何度か申し上げておりますけれども、各自治体で既存システムがございます。そういった中で統一化といっても、更新というのも、例えば富士通の仕組みを富士通とつなげるということであれば、それは更新も円滑に進むと思います。それを新たな仕組みということで、例えば全国統一の仕組みの中で5年で乗っかっていけというと相当なコストがかかります。

状況をお伺いしますと、特に大きな団体ほど、一つのベンダーだけではなくて、複数のベンダーを継ぎはぎにしてつくってしまっている。どうしても大きい予算がとれないものですから。そうなりますと、そういった中で皆が苦労しながら、新たに要求されていくシステムを継ぎはぎして運用しているという状態でございます。

その自治体の状況を見るにつけ、その中で、例えば5年、10年で全自治体がやるというようなことを申し上げるとすれば、当然、その裏負担としての財政的なものも含めて措置をどう考えるかといったことを、国費も含めて考えていかざるを得ないと思っております。 〇髙橋主査代理 ともかく具体的に先進事例の横展開を目指しますというお話をされたので、そこは確実にやっていただきたいと思います。お金の話はまたこれからぜひこちらとしても、私どもは予算権限を持っていませんが、なるべく予算を考えていただけるように働きかけをしたいと思います。

そういった意味では、具体的に財政的な話はしなくても、更改の時期に考えてください というのは、指針にして自治体に取り組みをお願いして、毎年度チェックするということ はお仕事としてあり得るのではないでしょうか。

- ○篠原大臣官房審議官 その辺については、全体の電子自治体オンライン利用促進指針を 所掌している地域情報政策室と相談しながら、調整して進めてまいりたいと思っておりま す。
- ○髙橋主査代理 地域情報政策室とも御相談いただくということですね。わかりました。 ほかはいかがでしょうか。

我々としてはもうちょっと具体的なお話を頂戴したいと思っています。地域情報政策室 と御調整しないとなかなか御回答できないというお話もいっぱいありましたので、形態は どうするかは別にして、また少し事務局とも相談して御調整いただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。様式・書式が違うことによる事業者の負担となっているものの改善については、引き続き検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

- ○篠原大臣官房審議官 ありがとうございました。 (総務省自治行政局退室)
- ○荒木参事官 次回の日程は、後日御連絡いたします。
- ○髙橋主査代理 では、本日はこれで終了いたします。